

答 申 第 59 号  
平成 16 年 4 月 24 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会  
会長 山 下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成 16 年 4 月 23 日付け諮問第 7 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

- 1 当審議会は、平成 11 年 6 月 16 日付け答申第 27 号により、兵庫県建設工事入札参加資格者の情報（建設業許可番号、業者名、所在地、格付等級、登録工種）を公表することについて、公共工事の入札制度における競争参加者選定手続の透明性を一層向上させ、制度の公正さを確保するものであることから適当と認めています。  
今回これらに加え、新たに公表しようとする情報は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において公表を求められている情報です。具体的には、競争参加者の施工能力に関する評点（総合評定値）及び評点の元となる情報（年間平均完成工事高、全職員数、総建設従業員数、技術者職員数） 工事成績その他の各発注者による評点（主観数値）及び評点の元となる情報（ISO取得の有無、障害者雇用率達成、指名停止等、さわやかな県土づくり賞受賞、工事成績、VE提案） と の合計点数（総合数値）及び合計点数に応じた競争参加者の順位です。これらの情報を公表することにより、これまで以上に、県の入札及び契約事務の透明性を確保できると考えられます。
- 2 測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者の情報（業者番号、商号名称、所在地、登録番号と登録年月日、登録部門、希望業務、平均業務完成高）については、今回新たに公表することとしていますが、これらの情報を公表することは、上記公共工事に係る入札参加資格者の情報の公表と同様、県の入札及び契約事務の透明性の確保を図る上で有意義であると認められます。
- 3 上記の公表しようとする情報は（それだけでは個人識別性はありませんが）経営事項審査の結果その他の公表されている情報と照合することにより、個人識別性を有する個人情報となりますが、本件情報を当初の収集目的以外に提供することには、公益上の必要があり、適当であると認められます。

答 申 第 60 号  
平成 16 年 4 月 24 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会  
会長 山 下 淳

オンライン結合による提供制限の例外について（答申）

平成 16 年 4 月 23 日付け諮問第 7 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

#### 記

適当と認められる理由等

1 入札参加者の情報は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、公表することが求められているとともに、インターネットを活用した情報提供について積極的に推進することが求められており、社会的にも強く要請されています。

公共工事に係る入札参加資格者の情報（建設業許可番号、商号又は名称、営業所の名称・所在地、希望業種、格付等級、総合数値、総合評定値、年間平均完成工事高、順位（兵庫県内））及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加者の情報（業者番号、商号又は名称、営業所の名称・所在地、登録番号と登録年月日、登録部門、希望業種、年間平均業務完成高）を紙媒体で公表するとともに県ホームページで公表することで、県の入札及び契約事務のより一層の透明性を確保することとなり、公益上の必要性があると認められます。

2 次のことを通じて、個人情報の保護が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

- (1) 入札参加資格者名簿の公表の目的は、県の入札及び契約事務の透明性を確保するためであり、公表する情報は、この目的を達成するために必要最小限のものに限定していること。
- (2) 入札参加資格者名簿を県ホームページに掲載することを建設工事等入札参加資格審査申請要領に明記するほか、記者発表や県ホームページ等で広報することにより、入札参加資格を有する者に周知することとしていること。
- (3) 入札参加資格者の商号名称、所在地等の誤りについては、申出等に基づき、公表した情報の訂正を行うこと。